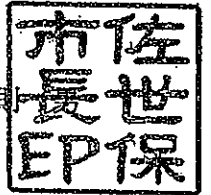


平成 29 年 1 月 11 日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会

委員長 太田 博道 様

佐世保市長 朝 長



地方独立行政法人北松中央病院の第 5 期中期計画認可に係る意見について

標記の件について、地方独立行政法人法第 26 条第 3 項の規定により、意見を求めます。

以上

医療政策課

(参考)

地方独立行政法人法

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。